

- (9) 『日本国語大辞典』第二版、小学館。以下同。用例は省略した。
- (10) 三橋正「撰関末・院政期における定穢について」『駒沢史学』61、二〇〇三年一月。
- (11) 古記録フルテキストデータベース 東京大学史料編纂所、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w16/search>、二〇二二年十月十二日まで検索。「不著座」二三件、「不着座」一四七件、「触穢」五二七件。
- (12) 『小右記』大日本古記録、東京大学史料編纂所HP画像データによる。以下同。史料大成(二八〇頁)では「不着座」とあり「乍立」は割注。
- (13) 『貞信公記』東京大学史料編纂所HP画像データによる。
- (14) 『御堂関白記』東京大学史料編纂所HP画像データによる。
- (15) 古文書フルテキストデータベース 東京大学史料編纂所、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w10/search>、二〇二二年十月十二日まで検索。「不著座」0件、「不着座」三件、「触穢」二五件。
- (16) 国際日本文化研究センター撰関期古記録データベース <https://rakusai.nichibun.ac.jp/kokiroku/>、二〇二二年十月十二日まで検索。「著座せず」OR「著座せや」二件、「着座せず」OR「着座せや」一件、「穢」八二三件。同日記の同日の同じ言葉はヒット件数一件に。
- (17) 新編日本古典文学大系13『土佐日記』蜻蛉日記一九九五年。
- (18) 新編日本古典文学全集28『夜の寝覚』一九九六年。
- (19) 新編日本古典文学全集40『松浦宮物語 無名草子』一九九九年。
- (20) 『平安時代史事典』角川書店、一九九七年。用例は省略した。
- (21) 新編日本古典文学全集31～33『采花物語』①③一九九五～一九九八年。
- (22) 新編日本古典文学全集30『狭衣物語』②二〇〇一年。
- (23) 新編日本古典文学大系34『大鏡』一九九六年。
- (24) 大津透『日本史リブレット人019藤原道長 撰関期の政治と文化』山川出版社、二〇二二年。

参考文献

- 佐々木恵介『天皇と撰政・関白』天皇の歴史03講談社、二〇一一年。
- 尾留川方孝「平安時代における穢れ観念の変容―神祇祭祀からの分離―」『日本思想史学』41号、二〇〇九年九月。「平安時代における穢れ観念の多元性」『日本思想史学』43号、二〇一一年九月。「穢れ観念の古代から中世への展開」『日本思想史学』46号、二〇一四年九月。
- 大本敬久「触穢の成立―日本古代における「穢」観念の変遷―」創風社出版、二〇一三年。
- 井出真綾 牛山佳幸「古代日本における穢れ観念の形成」『信州大学教育学部研究論集』9号、二〇一六年三月。
- 大原智美「『落窪物語』論―少将道頼の人物造型を通して―」『国文目白』52号、二〇一三年二月。
- 松山典正「『落窪物語』「忌日」を端緒とした一考察―典薬助求婚場面における実母による救済の可能性―」『立正大学国語国文』53号、二〇一五年三月。
- 黒野伸子 大友達也「落窪物語における「病」の扱いについての一考察―疾病規定をてがかりに―」『岡崎女子大学・岡崎女子大学短期大学 研究紀要』50号、二〇一七年三月。
- 深田弥生「『うつほ物語』『落窪物語』『蜻蛉日記』における「めやすし」攷」『国文』131号、お茶の水女子大学国語国文学会、二〇一九年七月。
- 藤田瑞華「『落窪物語』における父親―先行継子譚から変化する「継子いじめ」の様相―」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』41集、二〇一九年一二月。

はせたりしことなり。小一条左大将濟時卿は四月二十三日。六条左大臣殿粟田右大臣殿、桃園中納言保光卿、この三人は五月八日、一度にうせたまふ。山井大納言殿、六月十一日ぞかし。またあらし、あがりての世にも、かく大臣・公卿七八人、二三月の中にかきはらひたまふこと。希有なりしわざなり。それもただこの入道殿の御幸ひの、上をきはめたまふにこそはべるめれ。かの殿ばら、次第のままにひさしく保ちたまはましかば、いとかくしもやはおはしまさまし。(二九四頁)

という記述がある。道長の兄道隆(中関白殿)は同時期に亡くなっただけであるが、長徳元(九九五)年の流行病で、兄道兼(粟田右大臣殿)を含む大臣・公卿が七、八人亡くなり、そのために道長が栄華を極めることになったと記す。『栄花物語』には「関白殿うせたまへりしに、(略)関白の宣旨かぶらせたまひて、今日七日にぞならせたまひける。」(①二一八頁)と記す。道兼が関白になって七日で亡くなり、葬送までの間粟田殿に宿直した相如が十一日より体調を崩し、二十九日に亡くなったことも記される(①二二〇頁)。相如が体調を崩した十一日には道長に「左大将天下及び百官施行」の宣旨が下る。その際、

内大臣殿世の中をいみじう思し嘆きければ、御叔父どもや二位など、「何か思す。今はただ御命を思せ。ただ七八日にてやみたまふ人はなくやは。命だに保たせたまはば、何ごとを御覧せざらん。いであな痴や。老法師世にはべらんかぎりは」と、頼もしげに聞ゆれば、さりともと思すべし。

と、道隆の子伊周(内大臣殿)が嘆いたのに対し、叔父達が命を大切にしよう論し、長生きすることが大事だと述べている(①二二二頁)。

二〇二二年出版の『日本史リブレット人019藤原道長』中で大津透氏は、長徳元(九九五)年に疫病が流行し、空前の猛威をふるった。「赤斑瘡」と呼ばれるので麻疹だとする説があり、かつてそう記したが、どうも

痘瘡(天然痘)だったようである。(二〇頁)

と、この時流行した疫病が天然痘だったと考えられると述べている。

新型コロナウイルス感染症が流行する中で、「濃厚接触者」「隔離期間」という言葉が定義され、二メートル以内十五分以上マスクを外して接した人が十四日間、隔離、自宅待機などという政策が行われ、変異株の流行やワクチンの普及などの要因により、今も「濃厚接触者」の定義や「隔離期間」の変更が行われている。コロナ禍の対応を実際に目の当たりにする中で、古典文学に出てくる対応が、今の感染症対策と同じようなものであったと腑に落ちた。

注

- (1) 新編日本古典文学大系17『落窪物語 堤中納言物語』小学館二〇〇〇年。頁は開始頁を記す。注番号とふりがなは一部にとどめた。以下同。
- (2) 日本思想大系3『律令』岩波書店、一九七六年。書き下し文を引用し、ふりがなは一部にとどめた。『日本思想大系本』『律令』頭注・補注索引』明治大学法学部・法史学研究室、一九八〇年を利用。
- (3) 『拾芥抄』新訂増補故実叢書22、明治図書出版、一九五二年。
- (4) 新訂増補国史大系普及版『交替式・弘仁式・延喜式前篇』吉川弘文館、一九七二年。以下同。
- (5) 神作光「平安朝文学における習俗語―「立ちながら」「ひとひめぐり」「ひとよめぐり」覚え書―」『東洋学研究』31号、一九九四年三月。
- (6) 新編日本古典文学全集23～25『源氏物語』④～⑥、一九九六～九八年。
- (7) 片岡耕平「日本中世の穢観念とオヤコ関係」『比較家族史研究』29号、二〇一五年三月。
- (8) 『宇槐雜抄』群書類従第二十五輯雑部卷第四百五十一、一九八〇年。

天皇が服する喪のうち最も重いものをいい、父母またはそれに准ずる人を対象とした。(略) 服喪の期間については特に規定がなく、必ずしも一定していなかったようである。(略) (『平安時代史事典』)

とある。『無名草子』の一例は、『源氏物語』の「あはれなること」を述べる中の「葵の上の失せのほど」の箇所で、

また、御忌み果てて、君も出でたまひ、日ごろさぶらひつる女房ども、おのおのあからさまに散るとて、おのがじし別れ惜しむところ、いたくあはれなり。(『無名草子』二〇五頁)

とあり、注二六に「服喪のため、ある期間慎み籠ることが終つて。」とある。

『栄花物語』(①四七七頁②二〇九頁③二二一頁④四八九頁)は、四十九日を指す。ジャパンナレッツジで「忌も果て」または「忌もはて」を検索すると(「忌も果て」または「忌もはて」は0件)、『源氏物語』(⑤一九三頁)は先に引用した「椎本」と同じ場面一例がある。『狭衣物語』(②)に一例、

大将、かう、渡りたまひにけりと聞きたまへど、日次(ひつぎ)のみ悪しうて、あからさまにもえ物したまはず、心もとなう思すに、院の御忌も果てて、よろしき日なりければ、いと忍びて、風の紛れに渡りたまひけり。(②二九八頁)

と記される。一つ前の場面に、

宰相にも、本意なくて過ぐる日数を、心もとながりたまひつつ、^{狭衣}「この御忌を過して、迎へきこえさせん」など、のたまひたれば、げに何かは。今は、まかせきこえてこそはみめなど思せば、^{宰相}「まづ今日明日、例の所へ渡りはべりて、ありさまに従ひはべりてこそ、さやうにも」などぞ聞こえたまひける。(②二九六頁)

と記され、注一に「女院の忌。国忌は一年になるが、ここはせいぜい三十日か

四十九日であろう。」とある。『栄花物語』に二例ある。一例は「はかなう御忌も果てて、御法事などいみじうせさせたまふ。」(①一六五頁)で、四十九日のことである。もう一例は「(二五)長家室の法事」(③三七頁)に、

かくて十八日に、やがてこの御寺にて御法事なり。大納言殿の年ごろの御物、ただこのたびふるひたまふ。中納言殿思いたらぬことなく、いかめしうせさせたまひて、御忌も果てぬれば、二十余日京に出でさせたまふ。

とある。「(二三)長家室の法事の準備」(③三五頁)に「御法事は、やがてこの月十八日とぞ思して、よろづいそがせたまふ。」とあり、注二四に「長家室四十九日の法事。史実は十六日。(略)」とある。四十九日の法事も終わったので、京にお帰りになる。このように「忌果て」「忌はて」「忌も果て」「忌もはて」という表現は、四十九日の法事が終わったことを指していた。

以上見てきたように、仏教的概念から行われる四十九日の法事が終わって、忌みが終わり家に帰ったり相手の家を訪ねるといふ記述がある。また、親疎の度合いにより、喪服を着る期間や喪服の色が変わる服喪期間がある。それとは別に「立ちながら」「乍立」「不著座」「不着座」という穢れを回避する方法がある。「立ちながら」「乍立」「不著座」「不着座」であれば自動で穢れていないと判断されるのではなく、先例に照らし合わせ、その都度どのような状態であったかが検討された上で、判断が下されていたことがわかった。

『大鏡』(一六五)長徳元年の流行病 道長の幸運)には、その年の祭の前より、世の中きはめてさわがしきに、またの年、いとどいみじくなりたちにしぞかし。まづは、大臣・公卿多くうせたまへりしに、まして、四位・五位のほどは、数やは知りし。

まづその年うせたまへる殿ばらの御数。関院大納言、三月二十八日。中関白殿、四月十日。これは世の疫にはおはしませず、ただ同じ折のさしあ

立ちながら対面を賜はる。彼の殿の触穢に依る。」がある。次に藤原行成（九七二—一〇二七）の日記『権記』長徳四（九九八）年十二月三日の、

三日。（略）「産事を遂ぐと雖も、今、一事、未だ遂げず。邪氣の為す所か。僧都、来臨すと雖も、触穢を忌みて座に著さず。早く退去す」と云々。仍りて驚き、亦、彼の房に詣で、案内を申す。同車して三条に到る。僧都、立ちながら加持す。一念珠の間、平安かに遂げ了んぬ。（略）

がある。触穢を忌みて「座に著さず」、僧都が「立ちながら加持す」と記される。次が、先に引用した『小右記』長保元（九九九）年八月十六日条である。

男性官人の日記の用例を見ると、「立ちながら」であれば穢れを避けられるというのは信仰などではなく、『延喜式』の記述に基づいた上で、その都度どのような状態であったのかを検討している。

三 『落窪物語』等における「忌果て」「忌も果て」

ジャパナレツジを用いて「忌果て」または「忌はて」と「忌も果て」または「忌みはて」を検索したところ、『蜻蛉日記』に四例、『落窪物語』に一例、『源氏物語』に三例、『夜の寝覚』に二例、『とりかへばや物語』に一例、『松浦宮物語』に一例、『無名草子』に一例、『栄花物語』に四例あった。『蜻蛉日記』の三例（二二四頁・二二六頁・二五四頁）は人の死と関わらない物忌で、一例が、

親の御忌にて、一つとところに、はらからたち集まりておはするを、異人々は、忌果てて、家に帰りぬるに、ひとりとまりて、

道綱母 深草の宿になりぬる宿守るととまれる露のたのもしげなき

返し、為雅の朝臣、

為雅 深草は誰も心にしげりつつ浅茅が原の露と消ぬべし（三六七頁）である。注二〇に「父倫寧の服忌。」とあり、四十九日が終わって他の人々は家に帰ったことが記される。

『落窪物語』は第一章で引用した箇所である。『源氏物語』「夕霧」の巻（④四五七頁）は、「御息所の忌はてぬらん。」の後に「御息所の四十九日のわざ」とあり、四十九日の法要をさしている。『源氏物語』「権本」の巻は、

中納言殿の御返りばかりは、かれよりもまめやかなるさまに聞こえたまへば、これよりもいとけ疎げにはあらず聞こえ通ひたまふ。御忌はてても、みづから参でたまへり。（権本⑤一九六頁）

御忌が過ぎてもご自身で宇治にお訪ね申される場面で、注一二が指示する一九一頁の注一〇に「卅日の穢の過たるをいう歟」（岷江入楚、三光院実枝説）の説をとるべきか。」とある。『源氏物語』「蜻蛉」の巻は先に引用した箇所である。『夜の寝覚』の一例（四七頁）は人の死と関わらない物忌で、

御忌み果てぬれば、いつしかと渡りたまひて、ありし夜の怠り述べつづけ、人の御恨めしさも尽きせずきこえなやまたまひつつ、めづらしくいみじきに、明るくも知りたまはず。（五四三頁）

である。注一六に「朱雀院の御喪。」とあり喪があけて会いに行っている。『とりかへばや物語』（二六八頁）は、人の死と関わらない物忌である。『松浦宮物語』は、

御門の御忌みはてにければ、綾の文などあぎやかなれど、異なる色を尽くしては、好みたまはぬなるべし。（二二六頁）とあるが、注などは施されず、「御門の諒闇は終ってしまったので」と訳されている。「諒闇」は辞書には、

諒闇 あんごう 諒陰、亮陰とも記し、「りょういん」「ろうあん」とも訓む。

「乍立」と注を施している。続いて本文に「乍立」と記しており、「不着座」と「乍立」すなわち「立ちながら」が同じ意味であることを示している。

東京大学史料編纂所の古記録フルテキストデータベースを利用し、「不着座」かつ「穢」を検索すると二十七例あった。そのうち一番早い例が、平安貴族の日記としては現存する最古のものである藤原忠平（八八〇―九四九）の『貞信公記』¹³ 延長四（九二六）年六月二十二日条である。

廿二日、除目前坊御服、依有震宮不予之事、子剋参入、丑剋退出、依穢不着座、
（大日本古記録『貞信公記』一一六頁）

その次は『小右記』長保元（九九九）年八月十六日条で、

十六日、丙寅、慶律師乍立来、依穢不着座、相語云、自明日可奉仕中宮御修法、^{二七}依内仰也、
（大日本古記録『小右記』二卷五五頁）

とあり、慶円律師が「立ちながら」来、穢によつて「座に着さず」と記される。その次は、藤原道長（九六六―一〇二七）の日記『御堂関白記』¹⁴ 長和元（一〇一二）年三月二十五日の条である。

廿五日、壬辰、水建、

右大将来、是賀茂祭行事也、仍不着座、祭事等相示、去六年有内裏触穢、^{（実例）}

尚被行祭、是も依彼例可被行者、可供奉戒仰諸司等、又未触穢上達部・上

官示其由、不着座、
（大日本古記録『御堂関白記』一四五頁）

次は『小右記』の同年の長和元年四月二十四日条で、二頁にわたる長文で、

廿四日、辛酉、（略）昨召宰相、悉申無吉服之由、源宰相頼定只申触穢由、無吉服之障奇怪事也、御禊日檢非違使不参入、只有看督長等而已、

（略）亦参進申云、各勤陣直之間、触禁中穢、所不参入者、予仰云、所申不当、其故者（略）使官人禊祭日参院之事、若有濫吹之事為糺行也、身雖触穢参院陣外可令申其由、今所避申似無理致、須経奏聞（略）令仰今日可

能行事、左馬佐資平称所劳不着座、藏人所前驅参着（略）
（『小右記』三卷九頁）

このように先例に照らして対処するため、男性官人の日記には、『延喜式』の記述に照らし、どのような状態であったかを具に記し、どう読み解き対処したかが記されている。

さらに「乍立」かつ「不着座」を検索したところ、三例ヒットしたが、千年代までは、先に引用した『小右記』寛仁二（一〇一八）年閏四月十六日だけである。また「乍立」かつ「不着座」を検索したところ、五例ヒットしたが、千年代までは、先に引用した『小右記』長保元（九九九）年八月十六日だけである。

東京大学史料編纂所の大日本古文書所収本の検索古文書フルテキストデータベース¹⁵で「不着座」かつ「穢」を検索すると一例、石清水文書之五宮司縁事抄放生会諸祭事に、応徳元（一〇八四）年の妊婦の夫の参否についての記事があるのみで、「不着座」かつ「穢」は0例である。

十世紀末の成立かと考えられる『落窪物語』と近い時代の男性官人日記の例を探すため、国際日本文化研究センター撰関期古記録データベース¹⁶も活用した。これは読み下し文での検索である。検索用語間に半角スペースを用い「立ちながら」かつ「穢」を検索すると九九〇年から一〇五二年の例が四七例あった。最も早い例が、『小右記』正暦元（九九〇）年十月十七日の、

十七日、己未。犬、小児の頭を咋ひ入る。七日の穢たり、假を請ひ了ぬ。去ぬる十五日より、長谷寺に参らんが為、殊に潔斎を致す。而るに

今、此の穢に依り、参入することを得ず。仍りて其の由を解除す。義蔵闍梨、来たる。立ちながら相逢ふ。東の地を筮ふべき由を示したんぬ。

で、次に『小右記』正暦元（九九〇）年十二月二十九日の「立ちながら」謁談す。産穢に依る」があり、『小右記』正暦四（九九三年三月二十七日）の「即

重綱。勘_ト神事忌_ニ丁穢_レ例。仍停止。元宮中有_レ穢之時。自門外_一奉幣。是例也。而職官皆触穢_ト。故停_レ之。
(三五七頁)

には「穢の事は律令に載らず、式より出ず」の記述はなく、十八日条の末尾に、
穢事不_レ載_ニ律令_一。出_レ自_レ式。明法博士申状更不_レ可_ニ信用_一。

仁平二年四月十八日左大臣頼長
(三五八頁)

と記されている。

『延喜式』卷三神祇三臨時祭「触穢」に、

凡甲処有_レ穢。乙人_ニ其処_一。乙及同処人皆為_レ穢。丙入_ニ乙処_一。只丙一身為_レ穢。同処人不_レ為_レ穢。乙人_ニ丙処_一。人皆為_レ穢。丁入_ニ丙処_一。不_レ為_レ穢。其触_ニ死葬_一之人。雖_レ非_ニ神事月_一。不_レ得_レ參_ニ著諸司并諸衛陣及侍從所等_一。
(六九頁)

と記される。「甲の所に穢れがあり、乙がその所に入る。」という箇所「著座を謂う。下亦同じ」という大事な割注がある。その場所に入るといのは、座につくことをいうと説明している。著座すれば乙も同じ穢れになり、同じ処の人、家族も穢れるとされる。

ちやく・ざ【着座・著座】「名」①座につくこと。座を占めること。特に、公式の席で定められた座につくこと。②任官した後、威儀を正して官庁、外記庁(げきちょう)の自分の座に着く儀式。
(『日本国語大辞典』)

とあり、着座・著座とも同じ意味である。

三橋正氏は「撰関末・院政期における定穢について」¹⁰⁾の中で「このように実資の指示を仰ぐ形ではあるが、頼通の定穢の方法は、外記が勘申する先例に照らして対処することを基本としており、以前と変わらなかつたといえる。」と記し、源経頼(九八五—一〇三九)の日記『左経記』長元七(一〇三四)年八月八日条を引用し「穢は着座により伝染するとの『延喜式』穢規定に基づく判断

を下している。」と述べた後、「もつとも着座を触穢の契機とすることは実資に指摘されるまで知らなかつたようで」と小野宮右大臣藤原実資(九五九—一〇四六)の日記『小右記』長元二(一〇二九)年二月三日条を引用し、

とあり、頼通は、穢が到来した内裏に参入した源道方を「中隔に入」ったので穢とし、祈年祭の上卿を藤原通任に変更している。これに対し、「著座を以て穢と為す」という実資の正論が、後日資平によって伝えられた。

定穢は「勅定」を原則としており、いくら実資の見識が優れていたとしても、天皇に代わる判定は摂政・関白以外に下せなかつた。それ故に頼通は定穢の責任を追う立場にあつたが、その判断は未熟で、絶対的とは見なされず、自ずと実資の判断も仰がざるを得なくなつていた。道長以前の定穢との大きな違いは、頼通の自信のなさにあつた。
(二九一頁)

と述べ、定穢の判定は撰関しか下せず、判断が未熟でも覆らなかつたと記す。東京大学史料編纂所の大日本古記録所収本の検索古記録フルテキストデータベース¹¹⁾を利用し、検索用語間に半角スペースを用いることで「不著座」かつ「穢」を検索すると、『小右記』寛仁二(一〇一八)年閏四月十六日と鎌倉中期の藤原経光の『民経記』天福元(一二三三)年五月二十一日の二例があつた。

『小右記』寛仁二年閏四月十六日条には、

十六日、戊申、寅時許出納元春令申云、大殿自夜間重悩給、御胸、上達部及上下人々被_レ参集者、¹²⁾即令案内、事已有_レ実、卯尅許与宰相同車参入、宰相宅有_レ産穢、其穢_レ交来、仍不_レ著座_ト、¹³⁾相对左将军、¹⁴⁾々々云、昨日坐土御門第、其間被_レ命胸痛由、乘昏被_レ帰、無_レ殊事、即罷出、戊尅許有_レ悩給之告、乍驚馳参、通夜不_レ覚悩給、今間令休息、乍_レ立_レ暫清談、帰登廻帰出、

(大日本古記録『小右記』五卷二頁)

とある。宰相の宅で産穢があり、その穢に交わつたため、「不著座」と記し、

うに、考慮して言った。

(新潮日本古典集成)

という頭注は、大変行き届いていると言える。

と評している。神作氏は「穢れに触れるのを避ける」という意の「立ちながら」の用例として『落窪物語』巻四の二例、『蜻蛉日記』三例、新潮日本古典集成の『源氏物語』六例を引用する。また、「『源氏物語大成』の索引で引く

と「立ちながら」は全部で十一例存する」と述べ、残り五例を引用した上で、

以上の五例の「立ちながら」は、「立ったまま。転じて、ちよつとの間。ほんのちよつとの間。」(『日本国語大辞典』)「立ちたるまま。ただちよつと。ついちよつと。」(『源氏物語辞典』)「立ったままで。ほんの一寸。短時間に、または略式に事をなすさまをいう。」(『岩波古語

辞典』補訂版)という意味で用いられているものと判断される用例であつて、「穢れに触れるのを避ける」意ではなさそうである。

と述べ、平安朝文学の「立ちながら」に両様の意味があり、読解に際し「場面場面を十分に配慮しながら読んでゆくことが肝要である」と述べている。

『源氏物語』⁶「蜻蛉」の巻で、浮舟の死の穢れに関する場面に、

^{侍従}「まして何ごとをか聞こえさせむ。さても、なほ、この御忌のほどに

は、いかでか。忌ませたまはぬか」と言へば、^{時方}「なやませたまふ御響

きに、さまざまの御つつしみどもはべめれど、忌みあへさせたまふまじき御気色になん。また、かく深き御契りにては、^{十四}籠らせたまひてもこそおは

しまさめ。残りの日いくばくならず、なほ一ところ参りたまへ」と責むれば、侍従ぞ、ありし御さまもいと恋しう思ひきこゆるに、いかならむ世にかは見たてまつらむ、かかるをりにと思ひなして、参りける。黒き衣ども着て、ひきつくろひたる容貌もいときよげなり。

(蜻蛉⑥二二六頁)

とある。注一二に「浮舟の忌中にある自分が訪ねたら匂宮も死の穢れに触れるだろう、の意。前の右近の言葉にも「この御忌はてて」などとあった。」とあり、忌中にある侍従(薫)が匂宮を訪れて対面したら、匂宮も死の穢れに触れることになり、忌籠りする必要が出てくるという。それに対し、注一四に「匂宮はいつそ亡き浮舟のために忌籠りしたい気持だとする。」とあり、浮舟を恋い慕う匂宮は、いつそ忌籠りしたいだろうと使いの時方が答えている。注一五に「浮舟の忌明けまで残り少ない。」とあり、薫と匂宮が対面して匂宮が忌籠ることになつても、残り日数は少ないことを述べ、会いに行くよう促している。

片岡耕平氏は「日本中世の穢観念とオヤコ関係」の中で、

まずは、穢が何であるのかを明らかにせねばなるまい。『延喜式』巻3の

いくつかの条文が、穢観念と、それに基づく行動規範とを定めている。すなわち、穢とされるのは、死・出産(以上、穢忌条)・流産(改葬傷胎条)・妊娠・月経(以上、懐妊月事条)といった事象であり、穢は、その

発生源ないし、すでにそれに触れた人と同一の空間に着座することで展転する性質を備えている(触穢条)。そして、穢に触れた者は一定期間、人間の死なら30日間、出産なら7日間、神事に携わることを禁じられる(穢

忌条)。

12世紀のある貴族が、穢の基本的な性格にまつわる重要な記述を残している。「穢の事は律令に載らず、式より出す」という記述である。⁸⁾

と述べる。注③に「宇槐雜抄』仁平2(1152)年4月16日条。」とあるが、藤原頼長(一一二〇—一一五六)の日記『台記』(別名『宇槐記』)から三条西公条(一一四七—一一五三)が抄出した『宇槐雜抄』仁平二年四月十六日条、

十六日。皇后宮触穢。如北山抄^一穢者。甲乙丙之外。其身随^二神事^三可^レ無^レ所^レ憚。仍彼宮可^レ被^レ立^二賀茂祭使^一之由。先日仰^二職官^一了。而散位

には大徳たちいと多く籠れり。大将殿おはせぬ日なし。立ちながら対面したまひつつ、すべきやうなど聞こえたまふ。女君の御服のいと濃きに、精進のけに少し青みたまへるが、あはれに見えたまへば、男君うち泣きて、
 涙川わが涙さへ落ち添ひて君が袂ぞふちと見えける
 とのたまへば、女、

袖朽す涙の川の深ければふちの衣といふにぞありける

など聞こえたまひつつ、往き復りありきたまふほどに、三十日の御忌はてぬれば、「今はかしこにわたりたまひね。子ども恋ひきこゆ」とのたまへば、「今いくばくにもあらず。御四十九日はててわたらぬ」とのたまへば、ここになむ夜はおはしける。
 (二八八頁)

と記す。注二三に「人ノ死、三十日。葬ムルノ日ヨリ之ヲ計ル」(拾芥抄下・触穢部)。「注二五に「死後四十九日目までには必ず次の生を得るといふ伝説により盛大な法要を行い、喪にこもった人々も自宅に帰る。」とある。

永仁二(一二九四)年以前成立とされる百科全書『拾芥抄』の「触穢部第二十」に、「(触穢事)」として、

神祇式云。凡触穢悪事。人死卅日。産七。六畜死五日。
 産三日。此官尋常忌日。但番祭時余日皆忌。
 (四八〇頁)

と記される。穢れについて文献における最も早い時期に定義したものとされる『延喜式』卷三神祇三臨時祭「穢忌」に、

凡触穢悪事。人死限卅日。産七日。六畜死五日。産三日。
此官尋常忌日。但番祭時余日皆忌。
 (六八頁)

凡弔喪。問病。及到山作所。遭三七日法事者。雖身不穢。而当日不レ可レ参入内裏。
 (六八頁)

とあるのに基づく。人の死に接した場合は三十日、葬の日より数え始めると割

注がある。お産は七日。六種の家畜の死は五日。産は三日。鶏の産は忌む必要がないと割注がある。肉を食した場合も三日とあり、二十一日の法事に遭った者は身が穢れていないとはいえず当日は内裏に参内しないように規定される。

『落窪物語』では、男君は女君に、三十日の物忌が済んだので子どもたちも恋ひ慕っているから邸に戻ろうと提案する。しかし女君は、もうあと幾日なので、四十九日を済ませてから帰りましょうと答えている。女君が故父大納言邸にとどまったため、人の死の穢れに触れる三十日を過ぎたので、男君は夜だけ大納言邸に通うことになったと記される。

では、『落窪物語』の「立ちながら」に対する注にある「立つたままだと穢れを避けられるという当時の信仰」とはどういうことであろうか。

二 穢れの伝染

神作光一氏は「平安朝文学における習俗語」の中で、

『広辞苑』第四版で「立ちながら」を引くと、「(物忌のため、あるいは穢れに触れないために) 立ったままで。転じて、ちよつとの間。」と説明があった上で、用例として『源氏物語』夕顔巻の

頭中将ばかりを、立ちながらこなたに入り給へとのたまひて、
 という一例だけを掲出している。(略) 「立つたまままで、こちらにお入りください」という、この源氏の言葉に対しての

「立ちながら」は、着座しないことをいう。『延喜式』(平安初期の制度、儀式、規定の集大成)によれば、死穢に触れた者を訪れた客は、着座すれば同じ穢れになり、客が帰宅するとその家族も穢れ、参内すれば、宮中も穢れになるとある。ここでは、頭の中將が死の穢れに触れぬよ

一 コロナ禍を経て『落窪物語』を見直す

『落窪物語』は、平安中期の物語で、継母による継子いじめ物語の典型とされる。作者は未詳で十世紀末の成立かと考えられ、『源氏物語』に先行する物語文学の代表的作品である。継母に女房より下の扱いをされ「落窪の君」と呼ばれ様々ないじめを受けていた女君は、侍女あこぎとその夫帯刀の助けにより救出され、男君の用意した二条邸に迎えられ、正妻の扱いを受ける。男君による継母への執拗な仕返しの後、女君は父中納言との対面を果たし、父中納言は男君から譲られて大納言になった後七日目に死去する。

新型コロナウイルス感染症が流行する前に『落窪物語』を読んだ時に、しつくりこなかった場面が、女君の父が死去した後の記述である。

大将殿は、若君たちに添ひたまひて、わが御殿におはす。日々三に立ちながらおはしつづ、泣きあはれがかり、かつは後の御事、あるべきやうの御沙汰も、みづからもへ入り二六みなむ二六としまひけれど、父大殿、「あたらしき帝のぬたまひてほどなく、長々元とあらむ暇ならむ、いとあしかるべし」と切三にのたまふ。女君も、「幼き人々、ここに迎へむは、物忌二五などするにゆゆしかし。籠めおきたらむに、殿さへおはせずは、いとうしろめたなし。な籠りたまひそ」と聞こえたまひければ、わが御殿に、ならはぬ独住二五にて、君達うち眺め遊ばして、さうさうしく思さる。

(二八七頁)^① 傍線礪波以下同。

女君の夫である大将殿(男君)は、毎日大納言邸を訪れてはいるが、「立ちながら」差別している。「中に入って座っていたい」とお思いになるけれど、父右大臣からは、甥が帝になったばかりなので、長い休暇に入るのは良くないと止められる。さらに女君からも、「幼い子供たちを大納言邸に迎えて一緒に

物忌するのは忌み憚られることで、子供を残してあなたも物忌に入ったら気がかりなので、籠もらないように」と穢れに触れないようにと止められる。

注二三「立ちながら」に、「立ったままだと穢れを避けられるという当時の信仰による。」とあり、対して注二六「入りぬ」に、「邸に入りとどまって自分も喪に服しなさうと。」とあり、すわることが強調されるのは、すわると穢れに触れることになるから。」とある。また、注二八「長々とあらむ暇」に、「枢要な地位の大將が経験のない帝を放置して、死穢二五の三十日の長期にわたる物忌の休暇。新帝の外祖父としての右大臣の政治的配慮。妻妾二五の父母に対しては服喪はない。」とあり、注二九「物忌」に、

人の死後、死穢に触れた近親者などが慎みこもることで、平安時代には死の儀礼として服喪・物忌の習俗があった。「服喪」は喪服を着る期間、

「物忌」は穢れに触れることを忌み慎むことで、父母に対しては五十日の忌日と一年の服喪という具合に、親疎の度合いで日数が異なる。大將は女君の父の死なので穢れに触れない限り関係はないが、女君は物忌をしなければならなかった。

とある。『喪葬令』^②第廿六には、

凡そ服紀は、君、父母、及び夫、本主の為に、一年。祖父母、養父母に、五月。曾祖父母、外祖父母、伯叔姑、妻、兄弟姉妹、夫の父母、嫡子に、三月。高祖父母、舅姨、嫡母、繼母、繼父の同居、異父兄弟姉妹、衆子、嫡孫に一月。衆孫、従父兄弟姉妹、兄弟の子に、七日。(四三九頁)

と記される。父の服喪は一年、夫の父の服喪は三月と記されるが、妻の父の服喪の規定は記されていない。

『落窪物語』は続いて、

御忌のほどは、誰も誰も、君達、例ならぬ屋の短きに移りたまひて、寢殿

穢れ回避の方法「立ちながら」をめぐる——『落窪物語』を手がかりに——

A Study on the Method of avoiding defilement "Tachinagara" - With a clue from *Ochikubo Monogatari* (The Tale of Ochikubo)

礪波 美和子

TONAMI Miwako

(大和大学教育学部)

要旨

本論文では、穢れ回避の方法である「立ちながら」をめぐる、『落窪物語』を手がかりに考察した。『落窪物語』は『源氏物語』に先行する物語文学の代表的作品である。第一章では、親疎の度合いで日数が決まる服喪に関して、穢れに触れることで忌み慎む物忌について考察した。第二章では、穢れの伝染に関して、『小右記』『御堂閨白記』などの男性官人の日記を用いて考察した。第三章では、『落窪物語』等における「忌果て」「忌も果て」に関して考察した。歴史物語の『大鏡』『栄花物語』に載る九九五年に流行した疫病の記述にも触れ、仏教的概念から行われる四十九日を経ての忌果てと親疎の度合いによる服喪期間と現在の新型コロナウイルス感染症に対する対処法である濃厚接触者の隔離期間と同一ような判定を経ての蟄居が行われていたことに関して考察した。

Abstract

In this paper, I analyzed the Method of avoiding defilement "Tachinagara". With a clue from *Ochikubo Monogatari* (The Tale of Ochikubo), *Ochikubo Monogatari* is a representative work of narrative literature that precedes *Genji Monogatari* (The Tale of Genji). In the first chapter, I analyzed mourning, in which the number of days is determined according to the degree of intimacy, and the abhorrence of things by touching defilement. In the second chapter, I analyzed the contagion of defilement, using the diaries of male officials such as *Shoyu-ki* and *Mido-Kanpaku-ki*. In the third chapter, I analyzed last days of mourning ejection in *Ochikubo Monogatari* and other works. I also mentions the description of the plague that spread in the year 995, which appears in the historical tales *Okagami* and *Eiga Monogatari*. I discussed the Buddhist memorial service held on the 49th day after someone's death, and the period of mourning according to the degree of kinship, and the period of confinement to one's estate after a decision similar to the current method of dealing with new-type coronavirus infection, which is the period of quarantine for those who come into close contact with the disease.

キーワード：落窪物語、立ちながら、乍立、不著座、不着座

keyword : *Ochikubo Monogatari*, The Tale of Ochikubo, while standing